公　告

諸　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ＭＴラボキャピタル株式会社
２．住所　東京都港区虎ノ門２－３－17　虎ノ門２丁目タワー９階
３．代表者の氏名　代表取締役　庄司　俊之
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2019号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年５月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 28 年 11 月 17 日

関東財務局長　小野　　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ディワン
２．住所　東京都目黒区青葉台２－19－10
３．代表者の氏名　代表取締役　白濱　満明
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2083号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年５月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 28 年 11 月 17 日

関東財務局長　小野　　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　キャピタル・ソリューション株式会社
２．住所　東京都中央区日本橋小舟町８－１
３．代表者の氏名　代表取締役　森　　秀光
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2118号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年５月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 28 年 11 月 17 日

関東財務局長　小野　　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ビッグトレードジャパン
２．住所　長野県長野市大字風間525－１
３．代表者の氏名　代表取締役　竹之内　勇
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2257号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年５月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 28 年 11 月 17 日

関東財務局長　小野　　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アクサ・リアル・エステート・インベストメント・マネジャーズ・ジャパン株式会社
２．住所　東京都港区白金１－17－３　ＮＢＦプラチナタワー14Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　山中　史郎
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第505号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年５月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 28 年 11 月 17 日

関東財務局長　小野　　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　あおぞら不動産投資顧問株式会社
２．住所　東京都千代田区九段南１－３－１
３．代表者の氏名　代表取締役　成冨　一郎
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2826号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年５月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 28 年 11 月 17 日

関東財務局長　小野　　尚

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第２００５０号
栃木県宇都宮市中央３丁目15番13号
申立人　鱒渕　フサ
本籍栃木県宇都宮市中央３丁目3515番地、最後の住所栃木県宇都宮市中央３丁目15番９号、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日平成24年４月13日、出生の場所栃木県宇都宮市、出生年月日昭和６年１月５日、職業無職
被相続人　亡　村田　ヨシ
事務所栃木県宇都宮市花房１丁目15番18号栃のふたば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小坂　　誉
宇都宮家庭裁判所

平成２８年（家）第２００４９号
神奈川県横浜市中区蓬莱町２丁目３番地
申立人　横浜中央信用組合
国籍大韓民国、最後の住所栃木県矢板市本町９番25号、死亡の場所不詳、死亡年月日西暦2014年11月20日、出生の場所大韓民国星州郡草田面文徳洞40番地、出生年月日西暦1928年12月11日、職業不詳
被相続人　亡　山本幸雄こと　李　　海生
事務所東京都千代田区二番町９番地８中労基協ビル３階紀尾井町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渥美央二郎
宇都宮家庭裁判所大田原支部

平成２８年（家）第１９２９号
東京都港区西新橋１丁目３番１号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍千葉県富里市七栄533番地22、最後の住所千葉県富里市根木名1001番地55、死亡の場所千葉県富里市、死亡年月日平成28年１月31日、出生の場所千葉県成田市、出生年月日昭和31年12月20日、職業不詳
被相続人　亡　中村三喜男
事務所千葉市中央区中央３丁目９番９号エレル千葉中央ビル５階　プライム法律事務所
相続財産管理人　弁護士　土屋　孝伸
千葉家庭裁判所佐倉支部